お客様各位

MJS Medical News メディカルニュース

第 203 号（2022/10/01 号）

Management　Information

連載　会計実務概論「病医院会計のすべて」

第２部　病院会計制度概論
第９章　損益計算書の内容
収益および費用

9-2　収益および費用の認識・測定の基準

9-2-1　費用収益の計上基準

（2）発生主義（承前）

また、現金主義の問題点を露呈するものとして、固定資産をあげた。固定資産の会計処理は、購入時にその支出にもとづいて費用化するのではなく、実際には減価償却という会計処理がなされる。固定資産は長期にわたって使用するわけであるから、この使用あるいは消費という事実にもとづいて費用を計上すべきであろう。本来ならば、固定資産の購入した金額のうちいくら分を使ったのかを明確に測定できれば、より適正な損益計算がおこなわれるであろう。しかし、それは実際には不可能であるので、取得原価を基礎にして、定額法・定率法などの方法を用いて、当期の使用あるいは消費した部分を便宜的に計算で算出しているわけである。ここで重要なことは、あくまでも現金の支払いの事実ではなく、使用あるいは消費という事実にもとづいて費用を計上しているという点である。この事実により、費用として発生したと判断されている。

発生主義は、期間損益計算においてもっとも合理的な基準と考えられている。とくに費用については、一般に認められた計上基準として今日広く採用されるに至っている。つまり、今日の経済環境においては、現金の支払・受取りという事実のみでは真の企業の経営成績を測定できないことを意味している。

発生主義は、もっとも合理的な計上基準として考えられているが、発生の事実そのものがある種の主観性あるいは恣意性が介在してしまうという大きな欠点を指摘できる。主観的に発生したと考えられる収益および費用を計上してしまっては、客観的で比較可能性・検証可能性を持った損益計算をおこなうことはできない。

この発生主義における主観性および恣意性の介入という問題は、とりわけ収益に関して大きな問題を投げかける。収益の計上基準として発生主義を適用すると、主観的な見積もり等によって当期に発生したとされる収益が計上されることになる。その結果として、未実現の利益が計算される恐れがあり、保守主義という観点からも問題があるといえよう。したがって、収益の計上基準には、現金主義と発生主義の中間的な位置づけにある実現主義という計上基準が採用されるに至った。

＜続く＞

（井出健二郎著「病医院会計のすべて」日本医療企画より）

感染症法の改正検討開始

新型コロナウイルス感染症は現在、感染症法の分類で２類感染症に分類されています。感染症の分類は、１類から５類、新型インフルエンザ等感染症、新感染症、指定感染症の８つに分類されています。

１類から４類の感染症患者は、全数把握対象疾患です（5 類の一部や他の感染症も全数把握対象疾患があります）。新型コロナウイルス感染症は、２類ですので、全数把握対象疾患です。しかし、世界的に新型コロナウイルス感染症の全数把握をしている国は、今はほとんどありません。さらに全数把握をするために登録、書類作成等の事務作業が膨大になり、医療機関や保健所、行政が大変になっているわけです。そこで、感染症法を改正しようと議論が始まりました。

◇会議で指摘された課題

・医療機関の（感染症）体制づくりに時間を要した
・医療機関の役割の調整に時間を要した
・地域によって医療体制が十分に確保できなかった
・疑い患者が様々な場所に相談にいってしまった
・発熱外来実施医療機関の公表を働きかけたが、公表は一部にとどまり、一部の医療機関に患者が集中してしまった

このような課題に対しては、平時において対応、仕組みを法定化し、国、都道府県が医療資源の確保等について強い権限を持つことができるように法律上の手当を行うとしています。また他には減収補償について、や諸外国事例の対応例が示されました。

◇減収補償の仕組み案

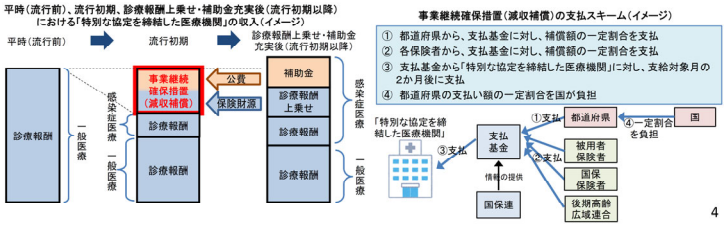

（出典：第 152 回社会保障審議会医療保険部会　資料１「感染症法の改正について」（厚生労働省））

©MJS